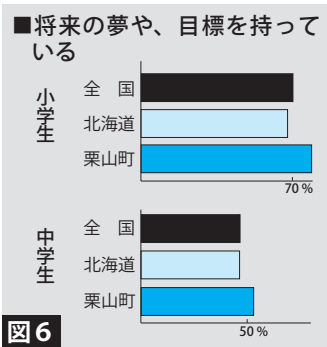
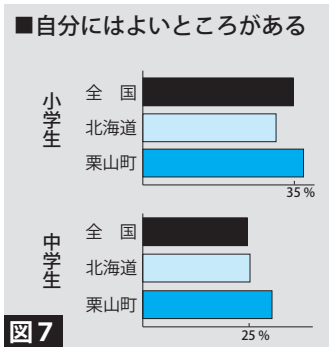
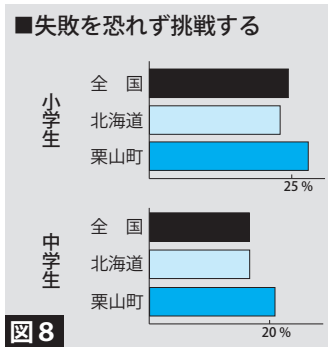
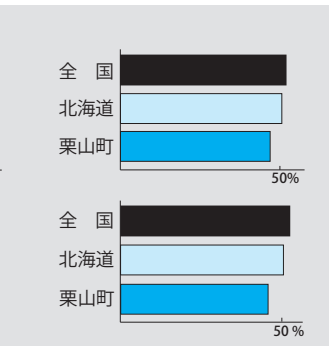
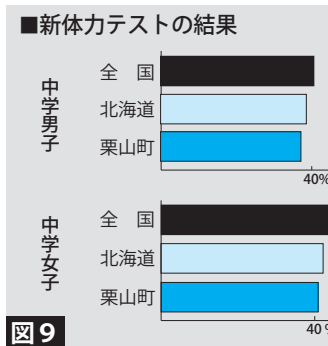




一方、「将来の夢や目標を持っている」(図6)や「自分にはよいところがある」(図7)、「失敗を恐れず挑戦する」(図8)自己有用感や自尊心など豊かな心をはぐくみ、健やかに成長する栗山の子どもの姿を見ることが出来ます。



■栗っ子の運動能力(体力)
体力調査は、小学校5年生と中学校2年生を対象として、①握力、②上体起こし、③長座体前屈、④反復横跳び、⑤20mシャトルラン(持久走)、⑥50m走、⑦立ち幅跳び、⑧ソフトボール投げ(ハンドボール投げ)の8種目を実施しています。

調査結果では、小学生男子の「ソフトボール投げ」と中学生男子の「上体起こし」以外は、全国の平均を下回り、体力や運動能力の向上が大きな課題となっています。



■表1 体育系の少年団活動に参加する小学生

剣道	26人	サッカー	74人
柔道	17人	バレーボール	15人
バドミントン	13人	バスケットボール	49人
野球(栗山、角田、継立)	46人	※スクールバンド	26人

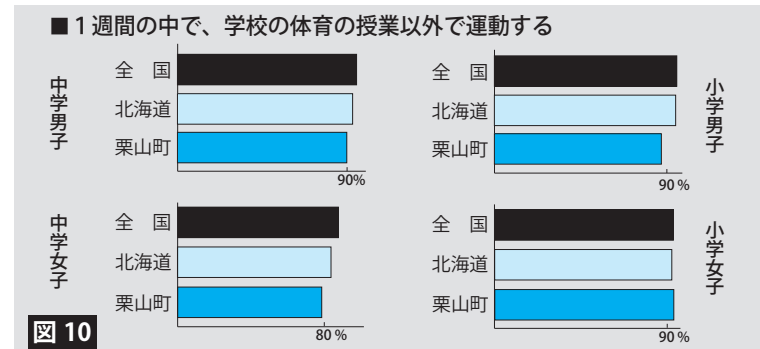
体育系の部活動に参加する中学生

サッカー	34人	卓球	19人
ソフトテニス	28人	野球	22人
バドミントン	28人	陸上	23人
剣道	13人	※吹奏楽	19人
バスケットボール	58人	※美術	27人

今年度、運動系の少年団活動に参加する小学生は約40%、運動系の部活動に参加する中学生は約70%です。(表1)

子どもの体力や運動能力は、活発に身体を動かして遊ぶ習慣や規則正しい生活習慣が大きく影響し、家族の勧めが運動の動機づけ(きっかけ)になるそうです。

徒歩による通学など日常的に運動に親しむ生活習慣を大切にしたいものです。



また、「学校の体育の授業以外で運動はしない」という中学校女子が23・4%もいるなど、栗山の子どもの運動離れは大きな課題です。(図10)

健やかに成長する栗っ子たち！

教育委員会統計調査報告

問い合わせ：町教育委員会学校教育グループ ☎72-1117

栗山の小・中学校では、文部科学省が行う学力・学習状況調査や体力・運動能力調査などを実施し、その結果を教育指導の充実や学習活動の改善に役立てています。

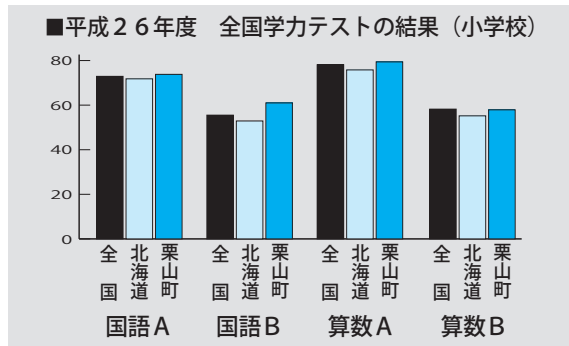
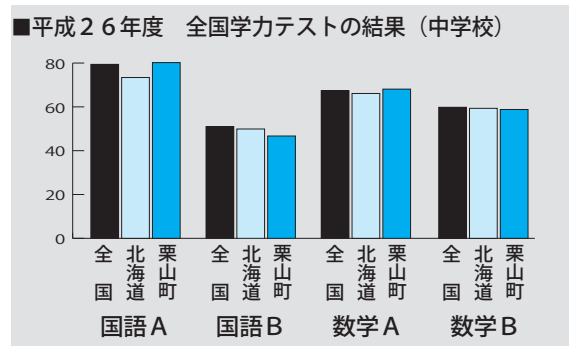
これらの調査結果から栗山の子どもの学力や体力についてご紹介します。

■栗っ子の学力
学力調査は、小学校6年生と中学校3年生を対象として、国語と算数・数学の2教科について、知識に関するA問題と活用に関するB問題の4科目を実施しています。

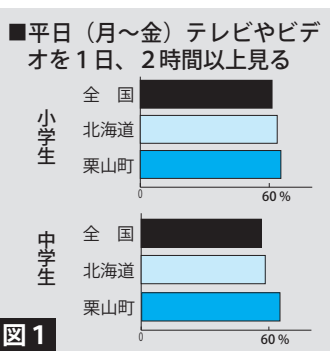
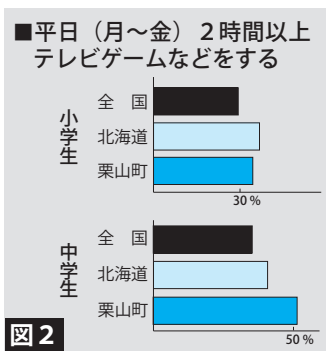
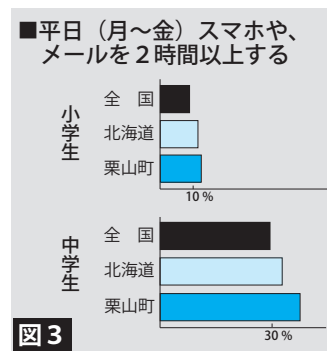
小学生の学力は、算数のB問題以外の3科目が全国の平均正答率を上回っています。基礎的、基本的な知識や技能は身に付きつつありますが、自分の考えを表現したり、書いたりすることが課題となっています。

中学校の学力は、A問題では国語と数学ともに全国の平均正答率を上回っています。国語では、根拠を明確にして自分の考えを書いたり、説明したりすること、数学では、図形の証明やグラフの説明を

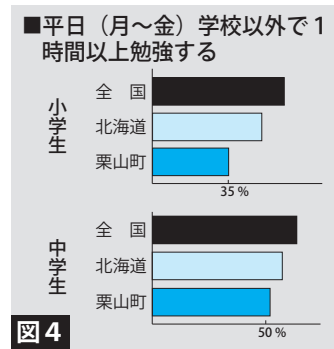
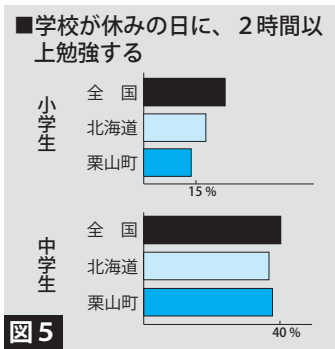
各種調査に見る栗っ子(栗っ子の学力・体力)



記述して答えるなど、活用力が課題になっています。



■栗っ子の学習状況
栗山の子どもは、「テレビやビデオ、DVDを見る時間」(図1)や「テレビゲームなどをする時間」(図2)、「スマートフォンや携帯電話、インターネットを利用する時間」(図3)が長いという傾向が見られます。



このことが「家庭学習の時間」(図4、図5)の少なさに大きく影響していると考えられます。

●平成 26 年度 政策評価委員会・評価結果（6 事業）

評価対象事業	総合評価コメント（主なポイント）	判 定
①都市農村共生・対流推進事業 ※札幌圏を対象とした自然・農村体験ツアー事業、町外小中学校や大学の研修事業受入 など （H26 予算額 6,200 千円）	●農村としてのブランド・イメージを確立するとともに、将来的な移住・定住促進にもつながる事業展開を進めるべき。 ●秋・冬期を中心としたさらなる交流人口の拡大に向けて、よりターゲットを絞った事業展開と P R の充実が必要。 ●自然体験に限らず、幅広い町民・団体と連携した事業展開を進めるため、核となる組織体制づくりや人材育成を期待。	現状どおり継続
②地域福祉を担う人づくり ※熟年者の知識・技術などを生かす熟年人材センターの運営、登録者活動の場・機会の提供 など （H26 予算額 162 千円）	●対象となる町民（熟年者）への周知そのものが不足。効果的な P R を行い登録人材の掘り起こしを積極的に進めるべき。 ●登録した人材が活動できる場が不足している。各町内会や介護事業所などとも連携した多様な機会づくりが必要。 ●ボランティア・ポイント制度の抜本的な見直しが必要。 ●教育委員会事業（講座、一人一芸登録など）との連携も必要。	何らかの改善を伴う継続
③こころの健康相談等事業 ※こころの病気の発生・悪化を予防、周囲の気づき・見守り意識を高める啓発・人材育成、メンタルヘルスチェックシステムの導入 など （H26 予算額 1,211 千円）	●全国・近隣自治体と比較し、栗山町の自殺死亡率が高い実態にあることから、広く町民が「気づき」「見守る」適切な行動ができるよう研修機会の充実や、関係機関の連携体制が必要。 ●町ホームページのチェックシステム「こころの体温計」については、認知度・利便性をさらに高め、早期の相談などの適切な行動につなげる機能の充実が必要。 ●周囲が変化に気づきにくい高齢者に対する取り組みが重要。	現状どおり継続
④農村景観緑肥推進事業 ※農地の地力増進と農村景観の向上を目的に、町内の畑地で景観緑肥（ヒマワリ、キカラシなど）を作付けする農業者を支援 （H26 予算額 7,690 千円）	●将来的な農村景観形成の理想像（ビジョン）・目標を明確化するとともに、地域単位での取り組みの支援充実など、より効果的な事業展開に向けた制度検討が必要。 ●緑肥作物の開花時期に合わせた町内外への P R が必要。 ●さらに参加農業者が増えるよう対象者への周知の工夫が必要。	現状どおり継続
⑤栗山町農業振興公社事業 ※農地の流動化対策、農業の担い手確保・育成・支援などを目的とする公社の運営 （特に担い手対策を中心に評価） （H26 予算額 10,000 千円）	●新規就農対策については、農業研修生受け入れなど、現在の取り組みを継続するとともに、都市農村交流事業との連携による人材の掘り起こしや、就農後の支援（販路拡大など）など、多様な視点での取り組みを期待。 ●農業後継者の意識や見識が高まる研修機会の充実が必要。 ●栗山町農業の現状と課題、将来像について広く周知し、町民との危機意識の共有が必要。	現状どおり継続
⑥防災情報通信手段調査・構築事業 ※災害時を想定した町から各世帯への情報通信手段の調査・構築（コミュニティ放送導入に向けた先進事例の調査など） （H26 予算額 1,093 千円）	●高齢者・障がい者などの災害時要援護者への対応を十分に考慮するとともに、多様な手段を併用した柔軟な仕組みが必要。 ●コミュニティ F M については、町内各世帯に一斉発信できる重要な手段になりうる。町民の危機管理を優先し、少しでも早い時期に整備できるよう検討を進めるべき。 ●先進地調査の結果や、防災訓練などの十分な検証を行い、町民意見を十分に反映しながら事業を進めるべき。	現状どおり継続

町の仕事を町民視点で評価

選定 6 事業の外部評価結果を町長に報告

町が実施する各種事業を町民視点で評価し、改善につなげることを目的とする政策評価委員会（大沼英明委員長）が昨年 12 月 17 日、栗山町第 5 次総合計画から選定した 6 事業の評価をまとめ、椿原紀昭町長に報告しました。

町では、第 6 次総合計画のスタートとなる平成 27 年度の予算編成作業を行っており、評価結果を踏まえた改善の取り組みなどについて検討しています。

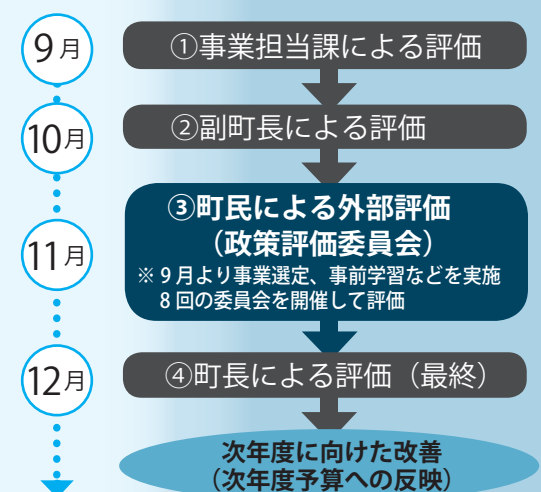
報告書を椿原町長に手渡し、大沼委員長ほか 5 人の委員の皆さんと、アドバイザーの北星学園大学・鈴木教授（右から二人目）

町では、平成 20 年度から、各事業の成果を評価・検証し、次年度への改善につなげる政策評価を実施しています。年度の半期を終えた 9 月から 12 月にかけて事中評価を行い、次年度予算編成に改善策を反映する仕組みです（右図）。

平成 23 年度からは、町民が参加する政策評価委員会（外部評価）を設置し、町民視点からの評価の取り組みを進めています。委員会は、町民委員 5 人（右表）により構成され、北星学園大学の鈴木克典教授（経営情報学科）の助言を受けながら、評価基準の設定から、事業選定、事前

行政評価制度の客観性を高める

●政策評価制度の流れ



●政策評価委員（※敬称略）

委員長	大沼 英明	松風 2
副委員長	小林 弘和	桜丘 2
委員	丸山 富子	朝日 4
委員	田中 秀典	継 立
委員	端 師孝	中央 2

※北星学園大学・鈴木克典教授（経営情報学科）をアドバイザーとし、助言を受けながら活動

◆問い合わせ
町経営企画課地域政策グループ ☎ 73-7502

学習を経て、担当課に対する事業ヒアリング（説明・質疑）を実施。

①事業の必要性②公平性③実施方法の妥当性（実施内容、事業コスト）④協働性（情報共有と町民参加）⑤事業成果の 5 つの視点により、総合的に評価を行っています。



町民と行政をつなぐパイプ役に…

委員会では、必要に応じて事前学習会を実施するなど、評価対象事業の内容・現状把握に精力的に取り組みました。月 2 ～ 3 回のペースで全 8 回の議論を重ね、町民による行政改善を目指す提案型の評価結果をまとめました。

大沼委員長は「町民の目線、若者の目線、女性・主婦の目線を合わせ、公平・公正に議論を重ねた結果としての評価であり、第 6 次総合計画推進の布石になれば幸いです」と感想を述べ、椿原町長は、「どれも本町の将来に向けて重要な事業を評価いただいたことに感謝したい。鋭い指摘も多く、今後の予算編成、第 6 次総合計画の推進に生かしていきたい」と、半年近くにわたる委員会の活動に感謝を述べました。



ごみ分別のさらなる ご協力をお願いします

【問い合わせ】 環境政策課環境政策グループ ☎ 73-7511

栗山町のごみの行方

資源物以外の「生ごみ」・「炭にできるごみ」・「炭にできないごみ」について、家庭から出された後にどのように処理をしているのかお知らせします。

- ① 町の考え方としては、
② 町民の減量化
③ 可能な限り資源物の再資源化
④ 最終処分場の延命化



分別不適正物の仕分け

を基本に、廃棄物処理を行っています。再度、分別ルールをご確認いただき、適正な分別にご協力をお願いします。

町指定ごみ袋変更のお知らせ

町民モニター調査の結果を受けて、次のとおり町の指定ごみ袋の仕様を変更します。なお、詳細につきましては、平成27年3月号で、あらためてお知らせします。

【生ごみ袋】

6リットル・15リットルともに厚さと縛り紐の長さを改良し、6

リットルは袋の幅を広げました。

【炭にできないごみ袋】

生ごみ袋と同様に袋が破れやすいなどのご意見を多くいただきました。炭にできない袋につきましても、材質の強度を変更し、破れにくい袋にします。

販売開始は、平成27年4月中旬を予定しています。

ごみ処理に関する説明会を 随時受付します

町では、町内会・自治会をはじめ、各種サークル・団体、企業など、少人数からごみ処理に関する説明会の要望を随時受付しています。

ごみの分別方法は、市町村によって大きく異なり、特に転入された方は、分別にご苦労されていることと思います。「このごみはどの袋に入るの?」と言った素朴な疑問に丁寧に職員がお答えいたしますので、ご希望のある方は、町環境政策課までお気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

町環境政策課環境政策グループ
☎ 73-7511

種類	施設	処理方法
生ごみ	堆肥化施設へ	堆肥化施設にて、下水道汚泥と混ぜて堆肥化。栗肥土(クリピット)として町民へ還元。
炭にできるごみ(茶色)	中間処理施設にて再分別	布類～「炭にできるごみ」から衣類のみを抜き取り、業者へ売却。工業用雑巾として再生。
		布団類～粗大ごみで回収した布団類やジュタンなどは業者にて処理。固形燃料(RPF)の原料として再生。
		木くず類～「炭にできるごみ」から木類のみを抜き取り、業者にて処理。ウッドチップとして再生
		資源物～「炭にできるごみ」から紙類などの資源物のみを抜き取り、業者に売却。種類ごとに再生利用。
		分別不適正物～「炭にできるごみ」からガスボンベなどの危険物、食品残渣、不適正物を抜き取り、それぞれ再資源化や破碎処理した後、最終処分場に埋立処分。
炭にできないごみ(緑色)	中間処理施設にて再分別	上記以外の炭にできるごみ～町外へ搬出し焼却処理
		硬質プラスチック類～「炭にできないごみ」から硬質プラスチック類のみを抜き取り業者にて処理。固形燃料(RPF)の原料として再生。
		資源物～「炭にできないごみ」から紙類などの資源物のみを抜き取り、業者に売却。種類ごとに再生利用。
		分別不適正物～「炭にできないごみ」からガスボンベなどの危険物、食品残渣、不適正物を抜き取り、それぞれ再資源化または破碎処理した後、最終処分場に埋立処分。
		上記以外の炭にできないごみ～破碎処理した後、最終処分場に埋立処分

北海道社会貢献賞受賞 小寺進さん

栗山町議会議員の小寺進さん(中里)が北海道社会貢献賞(自治功労者)を受賞されました。

小寺さんは平成7年5月、町議会議員に初当選以来、19年にわたり地方自治の振興に努められ、福祉の向上と活力あるまちづくり

に尽くされています。12月25日に椿原紀昭町長へ報告に訪れた小寺さんは「たくさん地域の方や先輩、同僚議員に支えられ、なんとか今日までやってこれました。応援していただいた皆さんへの恩返しのもりで、これからも頑張っていきたいです」と話していました。



栗山消防団

出初式

新春恒例の栗山消防団第1分団(金谷雅人分団長)による「出初めはしこのり」が1月6日、栗山市街地9カ所で行われました。

また、出初式では、第1分団から第3分団の団員88人がはしご車などの消防車とともに駅前通りを力強く行進しました。カルチャープラザ「Eki」で行われた式典では、長年にわたり地域防災に貢献された皆さんへの表彰などが行われました。



出初式表彰者

消防庁長官表彰

■感謝状

元栗山消防団団長 関吉一郎
元栗山消防団副団長 清水 清
元栗山消防団副団長 南坂明憲

北海道知事表彰

■永年勤労章(勤続30年)

第2分団副分団長 斉藤哲也
第3分団副分団長 國岡正好
第3分団班長 丸山 勝

■表彰状(勤続10年)

第1分団団員 梅津良平
第1分団団員 柳 哲輔
第1分団団員 越前谷孝行
第2分団団員 坂口卓也
第3分団団員 長尾卓也

北海道消防協会会長表彰

■功績章

第3分団副分団長 國岡正好

■勤続章(勤続30年)

第2分団副分団長 斉藤哲也
第3分団班長 宮本 武

■勤続章(勤続20年)

第2分団団員 橋元幸士
第2分団団員 工藤正史
第3分団団員 池野規晶

■勤続章(勤続10年)

第1分団団員 柳 哲輔
第1分団団員 佐野友一
第2分団団員 坂口卓也
第3分団団員 長尾卓也

北海道消防協会空知地方支部長表彰

■功績章

栗山消防団団長 永田英隆



栗山消防団副団長 田鎖充雄
栗山消防団部長 中谷 保

■勤続章(勤続25年)

第2分団班長 古田敏幸

■勤続章(勤続15年)

第1分団班長 土井 猛
第1分団班長 河合修一
第3分団班長 鎌田直樹
第2分団団員 松本 毅
第2分団団員 宮本孝之

■勤続章(勤続5年)

第1分団団員 石田尚久
第1分団団員 松田拓也
第1分団団員 村上 大
第1分団団員 古賀聖都
第2分団団員 富澤政範
第3分団団員 横岡貴之

お忘れなく！

税の申告お早めに！



2月16日(月)～3月16日(月)

税に関する相談・お問い合わせ

◆岩見沢税務署 ☎ 0126-22-0810

◆町税務課課税グループ ☎ 73-7505

申告の内容は個人によって異なります。申告の仕方や書類など、ご不明な点がありましたらお気軽にご相談ください。

申告が必要な方

◆確定申告が必要な方

- ・事業を営む方で、所得金額が所得控除の合計額よりも多い方
- ・給与所得者で、給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える方
- ・給与を2カ所以上から受け年末調整をされなかった給与の収入額と給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える方
- ・年金受給者で源泉徴収税を納付している人（公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などにかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません）

◆町道民税の申告が必要な方

- ・所得税の申告を必要としない方で給与・事業・不動産などの収入がある方（給与のみで年末調整済みの方を除く）
- ・国民健康保険に加入している方（収入のない方、または少ない方でも国民健康保険税の低所得者に対する軽減措置は、申告がなければ対象になりません）



用意するもの

□印鑑（認め印で可）

□税務署から申告書を送付された方は必ずその申告書

□収入の分かる書類（給与・年金のある方は源泉徴収票。無くした方は再発行してもらいましょう）

□医療費控除を受ける方は支払った医療費の領収書、保険などで補てんされる金額の明細書（事前に医療費の明細書を作成してください。用紙は税務課にあります）

□社会保険料控除を受ける方は社会保険任意継続、国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書または証明書（国民年金保険料は控除証明書の添付が必要です）

□住宅借入金等特別控除を受けられる方は登記事項証明書、住民票の写し、売買契約書または請負契約書、住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書

□生命保険料、地震保険料などの控除を受けられる方は控除証明書

□障害者控除を受ける方は障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書などの確認ができるもの。

※介護保険の要介護認定（要支援は除く）を受けている65歳以上の方は、障害者手帳などの交付を受けていない場合でも、「障害者控除対象者認定書」の交付により、障害者控除の対象となります。該当すると思われる方は、事前に「町保健福祉課高齢者・介護グループ」にご相談ください。

□税金が還付になる方は本人名義の銀行などの口座番号がわかるもの

□その他の控除などについてはお問い合わせください。



申告相談日

○時間に余裕をもってお越しください。

○特に3月4日～5日は出張申告のため役場税務課窓口職員が少なく非常に混雑します。

●休日申告相談

期 日	時 間	会 場
2月22日(日)	8:30～12:00	役場1階税務課⑧番窓口 ☎73-7505
3月8日(日)		

●平日申告相談

期 日	時 間	会 場
2月16日(月)～ 3月16日(月)の平日	8:30～12:00 13:00～17:15	役場1階税務課⑧番窓口 ☎73-7505
3月4日(水)	9:00～12:00 13:00～16:00	南部公民館 ☎75-2111
3月5日(木)	9:00～12:00 13:00～16:00	角田農村環境改善センター ☎72-6040